

# カワサキ会計事務所だより

令和2年1月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

国民健康保険税 第8期  
住民税普通徴収 第4期



## 令和2年度税制改正大綱が閣議決定されました

あけましておめでとうございます

自民・公明両党は令和元年12月20日に令和2年度の税制改正大綱を正式に決定しました。  
今回は中小企業・小規模事業者に関する税制改正について一部ご報告します。

### (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

(法人税・所得税)

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置の適用期限を**2年間(令和3年度末まで)延長**します。

### (2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長 (法人税)

法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされていますが、特例として、中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの交際費を全額算入することが可能となる税制措置の適用期限を**2年間(令和3年度末まで)延長**します。

### (3) 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

(登録免許税・不動産取得税)

後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要となります。

認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限を**2年間延長(令和3年度末まで)**します。

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産 の所有 権の移 転登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

### <平成30年分の相続税申告状況は?・国税庁が発表>

平成27年基礎控除額が引き下げられ、課税割合が8.5%に増加した!(前年8.3%)  
国税庁は令和元年12月19日、平成30年度分の相続税申告状況を公表した。平成27年1月以降の相続については基礎控除額の引き下げ等が行われている。

相続税の課税対象となった被相続人数は、28年分の105,880人から116,341人へと増加している。  
死亡者に対する課税割合は、26年分の4.4%から28年分8.1%へ、30年分8.5%へと増加。

課税価格は28年の14兆7,813億円から16兆2,360億円へ、相続税額は28年の1兆8,681億円から2兆1,087億円へと増加している。

このような傾向は、今後も同様になるのでは?と考えられています。**ご相談は事前に!当事務所へ!**